

# 労働基準 監督官

## 理工系区分

日本で働く全ての  
人たちを守る仕事。

Labour  
Standards  
Inspector

# 労働基準監督官とは

労働基準監督官は、事業主に対し法に定める基準を遵守させることにより、働く人の労働条件の確保・向上、安全や健康の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。

労働基準監督官は、多種多様な機械、化学物質等を取り扱う工場などあらゆる職場に職場に立ち入り、事業主に対して指導を行うことから、理工系の知識を生かした活躍の場も沢山あり、採用試験の試験区分にも労働基準監督A(法文系)と労働基準監督B(理工系)の2つがあります。

このパンフレットでは、労働基準監督Bで採用された先輩を紹介します。

## 理工系知識が活かせるフィールド



### ⚙️ 機械工学

工場におけるクレーンなどの機械等の安全性の確認・指導



### ⚡ 電気工学

工場や建設現場における電気設備の安全性の確認・指導



### 🏠 土木・建築学

土木や建築工事の現場における工事計画の安全性の審査・指導



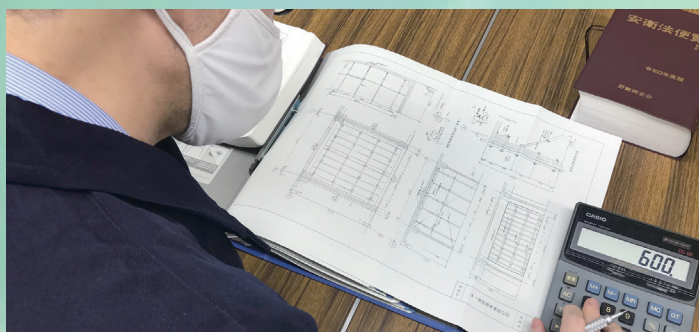
### 🔧 情報工学

労務管理の調査等における電磁的記録の確認



### 🧪 化学

有機溶剤や鉛、石綿などの化学物質等に係る健康障害を防止するための指導



### 📄 物理・数学

ボイラー、足場などの機械設備等の強度計算や放射線による健康障害を防止するための指導

# 労働基準監督官の仕事に、文系・理系のどちらが向いていますか？



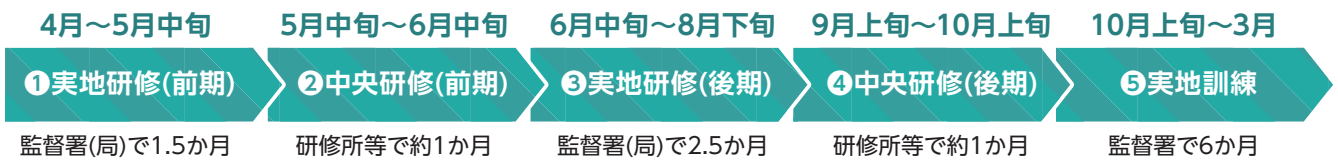
労働基準監督官は、あらゆる業種の事業場に立ち入り、法に定める賃金・労働時間や安全衛生に関する基準などが守られているかを調査すること等を主な職務としているため、文系の知識のみならず、理系の知識も必要となります。したがって、各分野の専門知識を業務に活かすことができ、文系・理系どちらの方でも労働基準監督官として活躍することができます。なお、労働基準監督官試験には、A(法文系)、B(理工系)の区分がありますが、どちらの区分でも、採用後の給与、昇進等の処遇に違いはありません。

## キャリアパスを支える研修制度

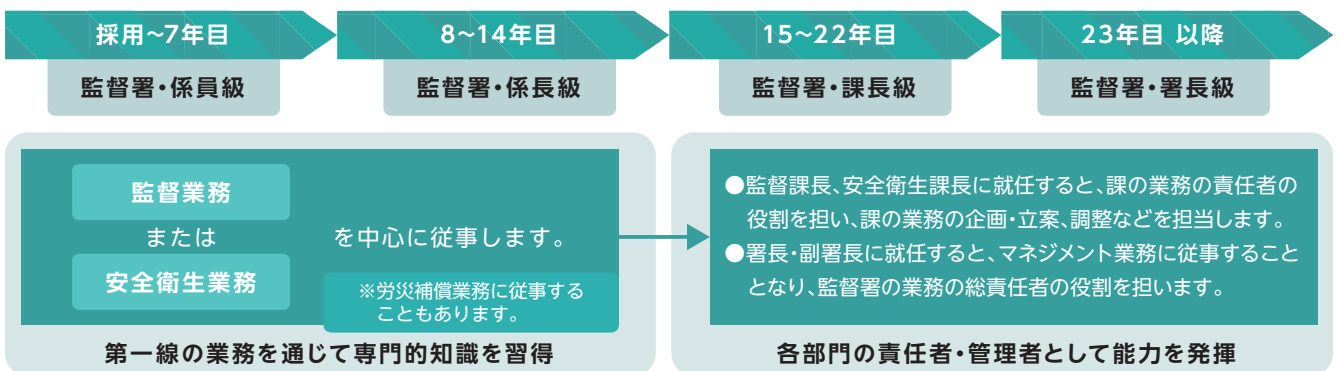
労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に係る基礎的研修・実地訓練を受けます。この間に研修所(労働大学校)やオンライン等で実施される中央研修を約2か月間にわたり受講することになります。研修内容は、法令に関する知識や産業の安全衛生に関する知識等を十分に修得できるカリキュラムとなっています。



### 〈研修期間の例〉

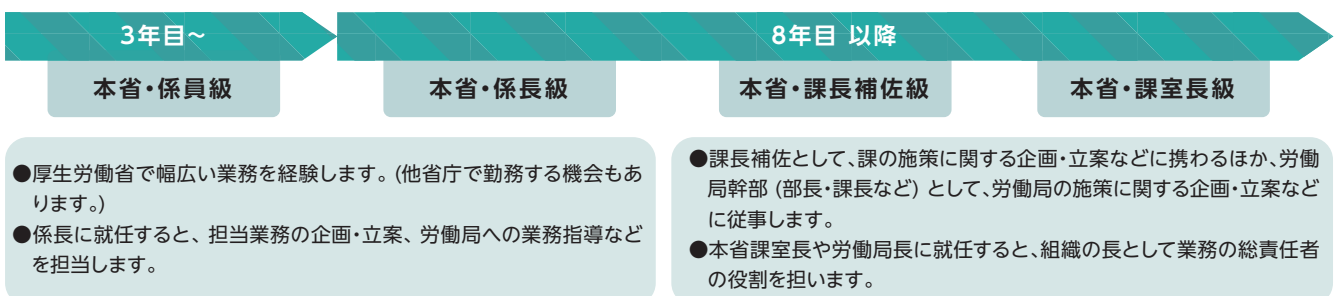


## 労働基準監督官のキャリアパス



## 厚生労働本省で勤務する場合

※本人の希望に応じて、採用後3年目以降、厚生労働省で勤務するという選択肢もあります。



# 先輩からのメッセージ

## 三重労働局 松阪労働基準監督署 監督課長



▲ 製造工場を臨検

なかむら ふみき  
**中村 史樹**

任官年度 平成22年度

出身学部 工学部

専攻 情報工学

私は、大学時代情報工学を専攻し、無線通信における誤り訂正符号の研究を行っていました。

監督官の仕事は、日々多種多様な産業に接し、時には初見の機械や設備について、労働安全衛生上の問題点を速やかに把握し、法令に基づいた必要な指導を行うことが求められるため、専攻分野の知識がダイレクトに活かせるという経験は多くはありません。

しかしながら、理工学教育や研究活動を通じて身に付けた「物事を高度に抽象化して考える」という姿勢は、監督官の仕事の様々な局面、特に初めて直面するような問題を解決する場面において、役に立つことは間違いありません。

私自身も、大学までの素養をベースに、任官後に作業環境測定士の資格を取得し、学習した知識を、化学物質に関わる監督指導等に活かすことができています。

行政活動は、法令・規則に基づき、全国斉一にそれを適用することを目的としている一方、その活動の結果は、それを担う行政職員一人一人の資質に依存することとなります。

監督官の仕事は、理工系の皆さんのこれまで培ってきた経験や能力を存分に活かせるフィールドだと思います。「行政に科学を」、理工系の皆さんの応募を心よりお待ちしております。



## 岩手労働局 大船渡労働基準監督署 監督・安衛課長



▲ 風速計を用いた局所排気装置の風速の測定

おおさき まなぶ  
**大崎 学**

任官年度 平成28年度

出身学部 工学部

機械システム工学科

専攻 機械工学

労働基準監督署の安全衛生業務では、第一種圧力容器やクレーンなどの検査、足場や局所排気装置などの設置届の審査及び現地での実地調査、労働災害の発生原因と再発防止のための調査・指導のほか、法改正や労働災害防止対策への取組について説明会での周知などを行っています。

大学では機械システム工学を専攻し、研究室では小型風車の普及において問題となっている風切り音の低減に関する研究を行っていました。

流体に関する内容を取り扱う研究をしていたので、圧力損失計算の確認が必要となる局所排気装置等の審査や実地調査では、大学時代の知識が特に活かせていると感じます。

また、大学卒業後は設備工事関連の会社に就職し、図面の設計や施工管理業務に携わっていたということもあり、前職での経験が工事計画の審査や建設現場での指導を行う上で、役立っています。

労働基準監督官は多種多様な業種を取り扱っており、理系ならではの知識・経験を求められる場面も多々ある仕事であるとともに、労働者の安全を支えるやりがいのある仕事です。皆さんと共に働ける日を楽しみにしています。





▲ 機械の安全性についての確認

みなのがわ のりお  
**皆野川 順夫**

任官年度 平成6年度

出身学部 独立行政法人  
国立高等専門学校機構  
機械工学科

専攻 機械工学

労働局において、働く方々が安全で健康に働くことのできる職場環境づくりに取り組んでいます。業務の中で、時に工場や建設現場などにおいて発生した災害などについて、若手の監督官に工作機械や建設機械の機能や構造、加工方法、工法を説明したり、労働災害防止対策を考える時の視点について教えたりしています。

私は高等専門学校において、基礎的な知識と実習を組み合わせた機械工学を学びました。特に実習は、工作機械や工具の機構と起こりうる災害を想定しながら行っていたので、卒業後に民間の会社に就職した際もその感覚がとても役立ちました。

そこで生産性管理や設備改善・保全とあわせて労働災害防止対策にも携わっていたことが、監督官へ転職するきっかけとなったのですが、転職後も学校で培った感覚に民間での実務を合わせることで、監督指導時に工場で稼働する機械に潜む危険の想定や発生した労働災害の原因をたどる理論構成が身についたと思っています。

監督官は、あらゆる産業での安全と健康確保を追求しますので、様々な視点での対応が必要です。理工系の理論構成も欠かせませんので、皆さんの知識や経験を是非活かしてみませんか。



▲ 建設現場での安全確認

えんどう ひろこ  
**遠藤 寛子**

任官年度 平成30年度

出身学部 工学部

専攻 化学

私は現在、労働基準監督署の安全衛生課でボイラー・クレーン等の検査や事業場に対して労働災害防止のための技術的な指導・安全衛生関係法令等の周知、届出の審査や実地調査を行っています。

大学時代は、工学部で化学を専攻しており、有機物質（液晶材料）の研究を行っていました。

事業場において、製品の製作や研究開発に使用している溶剤は、大学時代に研究等で使用していたものがあり、その溶剤の安全データシートを見る機会もあったため、安全データシートから有害性や物質特性を読み取る等、大学時代で学んだ知識を活かしていると思います。

また、工場内にある化学系の設備の中には初めて見るものもありましたが、事前に提出される届出で設備の構造や使用方法等を確認する際、聞き馴染みのある専門用語もあるため、抵抗なく業務を行うことができます。

様々な業種の事業場と関わる中で、理系の知識を要する場面もあります。

自身が学び、経験したことを監督官の仕事に活かしてみるのはいかがでしょうか。





【記述式】では、工業事情に関する問題1題が必須であり、選択問題では、工学に関する専門基礎分野(機械系、電気系、土木系、建築系、衛生・環境系、応用化学系、応用数学系、応用物理系等)から、受験者が3～5題中1題を選択して解答する形式になっています。過去の必須である工業事情の問題例をみてみましょう。

## 記述式の必須問題(工業事情)の例1

### Q1 工業事情に関する以下の設問に答えよ。

我が国の企業が製造した商品が、海外において違法にコピー又は模倣して製造され、大量に国内外の市場に出回ることにより、我が国の企業及び消費者にそれぞれどのような損失を生じ又は悪影響を及ぼすかについて、合わせて5行程度で説明せよ。

## ～解答の考え方～

A1 例えば以下のように企業にとっての損失等、消費者にとっての損失等について、違う立場からの記述ができれば、わかりやすい解答になるでしょう。

企業にとっては、品質の劣る商品が流通することでブランドに対する消費者の信頼感が失われること、正規品が売れなくなるなどが考えられる。消費者にとっては、正規のアフターケアを受けられないことや品質の低い商品の使用により安全性等に影響が出るなどが考えられる。

## 記述式の必須問題(工業事情)の例2

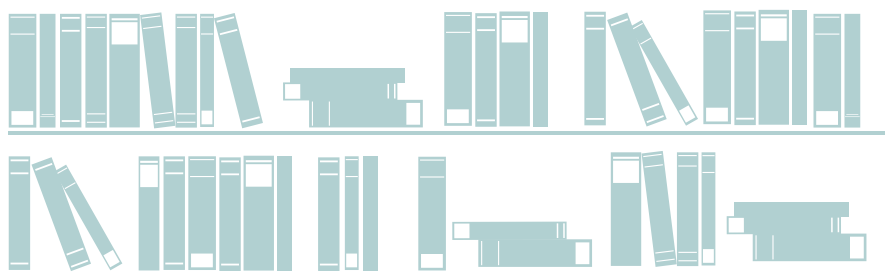
### Q2 工業事情に関する以下の設問に答えよ。

製造物責任法(PL法)には製造物の欠陥により人の生命身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定められている。製造業者等が引き渡した製造物の欠陥により生じる被害を防止し又は軽減するために製造業者等が実施すべき取組について、5行程度で説明せよ。

## ～解答の考え方～

A2 例えば以下のように、製造時のみならず、流通してしまった場合や被害が発生してしまった場合の対応について記述できると説得力のある解答になるでしょう。

製品の品質管理を徹底すること、消費者が誤った使い方をして被害が発生することを防止するために商品に正しい使用方法の注意喚起や耐用年数・使用期限について明記すること、製造物に欠陥が発覚した際に速やかに回収する体制を構築すること、欠陥のある製造物で消費者に損害が出た場合における保険に加入することなどが考えられる。



## 座談会 (令和2年度採用者3名)

### B 羽場 蓮 (はばれん)

福島局相馬署  
(生物資源科学(農学)卒)

### A 巽 裕香 (たつみゆか)

北海道局札幌中央署  
(循環環境工学科 卒)

### C 鳥越 晟也 (とりごえせいや)

福岡局久留米署  
(電気システム工学 卒)



## 労働基準監督Bの試験はどのようなものですか？

**A:**労働基準監督官の採用試験は基礎能力と多肢選択式、記述式からなる筆記試験と面接試験がありますが、労働基準監督A(法文系)と違うのは多肢選択式、記述式で出題される問題ですね。多肢選択式は、法律・経済系の問題の代わりに「工学に関する基礎」として「物理」、「化学」、「数学」に関する問題が出題されていました。

**B:**「工学に関する基礎」の中には、「生物」は入っていませんでした。また、多肢選択式は「労働事情」で8題、「工学に関する基礎」で選択しながら32題の合計40題でしたね。

**C:**「労働事情」は、社会・経済の動向を踏まえた内容の問題でした。合格のボーダーラインが約6割と聞いたことがあったので、

「労働事情」に手を出すよりも、「工学に関する基礎」をしっかり勉強し、そこで満点近くとれば大丈夫かなと、そういう姿勢で試験に臨みました。

**A:**記述式は大きく分けて2題あり、必須問題では「工業事情」、選択式問題では「電磁気」や「化学」、「数学」などから選択するものでした。

私は、選択式問題では「応用物理」を選択したのですが、力学を中心に3問出題されていました。

**B:**必須の「工業事情」は、時事問題について問うものだった気がします。

**C:**そうそう。時事問題について考えを述べていくような感じでした。

## 試験に向けてどのような勉強をしましたか？

**C:**私は過去問を手に入れて勉強しました。

**A:**確かに過去問を何年か分入手してしっかりと勉強することは必要ですね。

**B:**多肢選択式も記述式も自身の専攻分野がないからといって受験をあきらめず、まずは過去問を見てどういった問題が出題されているのか、確認してもらいたと思います。

自分は農学関係の学部のため、化学をかじっていましたが、過去問を見ると物理も出題されることが分かったので、化学とともに集中して勉強していきました。

**A:**一口に理工系区分の試験といっても出題範囲は多岐にわたります。その中でも特に配点のウエイトが大きいもの(科目)に絞って勉強していくことが大事だと思います。

## この座談会を見てくれた皆さんにメッセージをお願いします。

**C:**労働基準監督官の採用試験では、理工系の学科に所属していても法律の知識がなくても、理工系の試験区分によって任官への道があるという点で、いい試験制度だと思います。

任官したら法律の勉強は当然必要となりますが、特段法律を学んでいなかったからといって心配することはありません。

**B:**任官後の研修で必要な知識は学べますもんね。

**C:**また、労働基準監督官の人事制度は、各都道府県にある労働局で採用され、任官3年目には、採用された労働局以外に2年ほど異動しますが、原則として採用された都道府県内を異動することができます。私は、地元で働きたいと思っていたため、この

お待ちして  
おります!!

人事制度が志望する理由の一つになりました。

**A:**そうですね。これは労働基準監督官の人事制度の特徴であり、地元で働きたいと思っている方にはぴったりですね。

**A・B:**労働基準監督官の仕事に興味がある方や試験を受けたいと思っている方は、労働局などで、随時説明会等を行っているので、参加して相談してみてください。

**A・B・C:**みなさんと一緒に働ける日を楽しみにしています!

※所属と役職は令和5年度時点

厚生労働省のホームページでは、労働基準監督官採用試験情報や説明会の開催案内等を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

労働基準監督官採用試験

検索

スマホからアクセス

